

## 木津川市産業競争力強化支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木津川市産業競争力強化支援事業補助金交付要綱（平成28年木津川市告示第37号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、木津川市産業競争力強化支援事業（以下「支援事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内産業 市内に事業所を有する事業者がもの及びサービスを生産する経済活動をいう。
- (2) 市内の事業所 前号に必要な装備及び備品を備えている事業所をいう。ただし、看板やデスク等を備えていても、年間を通じた主たる産業活動が認められないものについては、この限りではない。
- (3) 主たる事務所 登記上又は総従業員数のおおむね8割以上が勤務している事業所等をいう。
- (4) コンサルティング料 外部専門家等に支払う導入教育、計画、マニュアル作成等のための指導に係る費用、謝金及び旅費をいう。
- (5) 出展料 小間料、ブース借上料その他これに相当する費用をいう。
- (6) 展示装飾料 小間等を一体的に装飾するための経費、リース料及び光熱費並びにその使用に係る設備工事費等をいう。ただし、ノートパソコン及びタブレットなど汎用性の高い機器の購入に係る経費並びにチラシその他の配布を主目的とする印刷物に係る経費については、この限りではない。
- (7) 宿泊旅費 木津川市職員等の旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第49号）に定める鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料をいう。

- (8) IT ツール 新たな販路拡大のために導入されるグループウェア、顧客管理ツール、営業支援ツール又はWEB 会議システム等のソフトウェア製品、クラウドサービスをいう。
- (9) ネット販売システム 自社の商品やサービスをインターネット上に置いたウェブサイトで販売する手法をいう。
- (11) 設備等借入費 機械装置等のリース料又はレンタル料として支払われる経費。ただし、借用期間が事業期間を超える場合は、補助事業期間分に相当する額とする。
- (12) 広告宣伝費 パンフレット、カタログ、名刺、試作品のパッケージ、ダイレクトメール、販促品等の作成に要する経費
- (13) 梱包運搬費 製品、資材等の梱包又は運搬に要する経費
- (14) 消耗品費 試作品製作に必要な少額の物品の購入費
- (15) 備品等 パソコン、タブレット、スマートフォン、カメラ、車など事務機器、家電製品、輸送用機械器具に係る汎用性の高い製品以外の備品  
※取得費 10 万以下のものは除く
- (16) サイバーセキュリティに係る機器 パソコン、タブレット、スマートフォンなど事務機器、家電製品に係る汎用性の高い製品以外の機器であり、かつサイバーセキュリティにのみ活用できる機器
- (17) 成果物 事業や活動、プロジェクト、工程、作業、新商品などを完遂した結果として得られたものや作り出されたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、交付要綱第2条第1項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 団体等については、当該団体の代表者、構成員及び決算方法の定めのあるものに限る。
- (2) 前号の場合において、同一の者が2団体以上の構成員となることは、これを妨げない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付要綱別表に定めるもののうち、次に掲げるものは除く。

- (1) 社会通念上相当の対価を用い、事業の内容に照らして適切な員数、回数、数量等で積算されていないもの
  - (2) 対象事業において間接的に発生するもの
  - (3) 補助対象経費の支払が令和9年1月末までに完了しないもの
  - (4) 事業完了後に発生するもの
- (支援事業の対象となる認証及び知的財産権)

第5条 交付要綱別表に定める認証は、次に掲げるもののいずれかとする。

- (1) 国際標準化機構が定める国際規格
- (2) 国際的な政府間機関が実施するもの
- (3) 国又は京都府が実施するもの
- (4) 前号の委託又は指定を受けた登録機関等が実施するもの
- (5) その他本市の産業競争力の強化に資するもの

2 交付要綱別表に定める知的財産権は、次に掲げるもののいずれかとする。

- (1) 特許権
- (2) 実用新案権
- (3) 意匠権
- (4) 商標権

3 前項の認証及び知的財産権については、交付申請を行った日の属する年度の1月末までにおいて取得するものでなければならない。

4 補助対象者は、前項に定める日までに認証、知的財産権の取得ができない場合は、交付要綱第6条に定める変更申請（以下「変更申請」という。）により事業の中止を行うものとする。

(支援事業の対象となる展示会等)

第6条 支援事業の対象となる展示会等は、交付要綱別表に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 国内外において開催される、自己の製品又はサービスを不特定多数に展示若しくは宣伝するための展示会、見本市及び販路の拡大のための商談会等であって、物産展等販売を主たる目的としないもの
  - (2) 補助対象者自らが企画又は主催しないもの
  - (3) 出展にあたっては、一者で行うものに限る。ただし、先端技術又は地域のリソースを生かした複数の事業者による共創プロジェクト若しくは共同出展であって、補助事業者が支出することとなる経費が明確に区別できる場合は、この限りではない。
  - (4) 公序良俗に反しないもの
  - (5) 本市の産業競争力の強化に資するものと認められるもの
- 2 前項の展示会等については、交付申請を行った日の属する年度の1月末までにおいて開催されるものでなければならない。ただし、天災地変等の事由によって中止又は延期されたものはこの限りでない。
- 3 補助対象者は、前項に定める日までに、申請する全ての展示会等に出展できない場合は、交付要綱第6条に定める変更申請により事業の中止を行うものとする。
- (支援事業の対象となる販路拡大事業)
- 第7条 販路拡大事業については、交付申請を行った日の属する年度の1月末までにおいて取り組むものでなければならない。
- 2 補助対象者は、前項に定める日までに完了できない場合は、変更申請により事業の中止を行うものとする。
- 3 支援事業の対象となる販路拡大事業において、成果物が出せないものは補助対象外とする。
- (支援事業の対象となる商品開発事業)
- 第8条 商品開発事業については、交付申請を行った日の属する年度の1月末までにおいて取り組むものでなければならない。
- 2 補助対象者は、前項に定める日までに商品開発が完了できない場合は、変更申請により事業の中止を行うものとする。

3 支援事業の対象となる商品開発事業において、成果物が出せないものは補助対象外とする。

(支援事業の対象となるスタートアップ事業)

第9条 スタートアップ事業については、交付申請を行った日の属する年度の1月末までにおいて取り組むものでなければならない。

2 補助対象者は、前項に定める日までに完了できない場合は、変更申請により事業の中止を行うものとする。

3 支援事業の対象となるスタートアップ事業において、成果物が出せないものは補助対象外とする。

(支援事業の対象となる人材育成事業)

第10条 人材育成事業については、交付申請を行った日の属する年度の1月末までにおいて取り組むものでなければならない。

2 補助対象者は、前項に定める日までに完了できない場合、または合否に係る事業において不合格の場合は、変更申請により事業の中止を行うものとする。

3 支援事業の対象となる人材育成事業において、成果物が出せない場合や合否に係る事業において不合格の場合は補助対象外とする。

(支援事業の対象となる雇用関連事業)

第11条 雇用関連事業については、交付申請を行った日の属する年度の1月末までにおいて取り組むものでなければならない。

2 補助対象者は、前項に定める日までに完了できない場合は、変更申請により事業の中止を行うものとする。

3 支援事業の対象となる雇用関連事業において、成果物が出せないものは補助対象外とする。

(支援事業の対象となるBCP・セキュリティ対策事業)

第12条 BCP・セキュリティ対策事業については、交付申請を行った日の属する年度の1月末までにおいて取り組むものでなければならない。

2 補助対象者は、前項に定める日までに完了できない場合は、変更申請により事業の中止を行うものとする。

- 3 支援事業の対象となる BCP・セキュリティ対策事業において、成果物が出せないものは補助対象外とする。

(補助金の額)

第13条 交付要綱別表に定める補助金の額（以下「補助金の額」という。）は、補助対象者が交付要綱第4条に定める交付申請（以下「交付申請」という。）を行った年度内に受けることができる限度額とする。この場合において、同一の補助対象者がこの範囲内において複数回の交付申請を行うことは、これを妨げない。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 補助金は予算の範囲内で交付する。

(交付の条件)

第14条 市長は、交付要綱第5条に定める交付決定（以下「交付決定」という。）に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため別紙審査基準に基づき補助対象者を決定し、必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により交付申請を行ったとき
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 前2号のほか、他の法令、交付要綱及び本要領に違反したとき

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(変更申請)

第17条 補助事業者は、次に掲げる変更を行おうとする場合にあっては変更申請を、その他の軽微な変更にあつては市長に対して届出を行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 補助対象者の変更

- (3) 計画する取組の変更
- (4) 補助金額の3割を超える減額
- (その他)

第18条 市長は、必要に応じて、補助対象者に対し、支援事業に係る取組の実施確認を行うとともに、補助金の請求の基礎となった関係書類の閲覧を求めることができるものとする。

(別紙)

産業競争力強化支援事業（認証取得） 審査基準

番号	項目	点数						備考
		20	10	0				
1	過去の交付決定回数 (令和8年度以降に産業競争力強化支援事業 (認証取得)に係る交付決定を受けた回数)	20	10	0				過去に交付実績のない事業者を優先
		0回	1回	2回				
2	事業規模	5	4	3	2	1	0	資本金の少ない事業者を優先
		・個人事業主 ・資本金100 万円未満	資本金300 万円未満	資本金500 万円未満	資本金1,000 万円未満	資本金3,000 万円未満	資本金3,000 万円以上	
3	事業規模	5	4	3	2	1	0	事業規模が小さい事業者を優先
		従業員数5名 以下	従業員数20名 以下	従業員数50名 以下	従業員数100 名以下	従業員数300 名以下	従業員数301 名以上	
4	取組の新規性 ※過去所得した認証取得回数（補助金交付さ れていないもの含む）	10	8	6	4	2	0	認証取得の少ない事業者を優先
		0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	
5	認証機関の種類（認証取得）	5	4	3	2	1	0	今後の成長が見込める事業者を優先
		国際標準	国際的な政 府機関	国	都道府県	その他 公的機関	公的機関 以外	
6	事業効果	5	4	3	2	1	0	今後の成長が見込める事業者を優先
		5項目以上	4項目	3項目	2項目	1項目	0項目	
合計		50点満点						

産業競争力強化支援事業（知的財産権） 審査基準

番号	項目	点数						備考
		20	10	0				
1	過去の交付決定回数 (令和8年度以降に産業競争力強化支援事業 (知的財産権)に係る交付決定を受けた回 数)	20	10	0				過去に交付実績のない事業者を優先
		0回	1回	2回				
2	事業規模	5	4	3	2	1	0	資本金の少ない事業者を優先
		・個人事業主 ・資本金100 万円未満	資本金300 万円未満	資本金500 万円未満	資本金1,000 万円未満	資本金3,000 万円未満	資本金3,000 万円以上	
3	事業規模	5	4	3	2	1	0	事業規模が小さい事業者を優先
		従業員数5名 以下	従業員数20名 以下	従業員数50名 以下	従業員数100 名以下	従業員数300 名以下	従業員数301 名以上	
4	取組の新規性 ※過去に知的財産権（特許権、実用新案権、意匠 権、商標権）取得した回数（補助金交付されて いないもの含む）	10	8	6	4	2	0	知的財産権取得の少ない事業者を優先
		0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	
5	事業効果	5	4	3	2	1	0	今後の成長が見込める事業者を優先
		5項目以上	4項目	3項目	2項目	1項目	0項目	
6	知的財産権取得対象の成長性	5	3	1	0			今後の成長が見込める事業者を優先
		3件以上	2件	1件	0件			
合計		50点満点						

6.知的財産権取得対象の成長性（該当する○の数）

地域性：市内で生産または使用される、市内の特産品を使用したもの、市内で開発・企画されたもの

実現性、実行可能性：支援機関等からの認定、支援の有無【公的機関（国、府）、商工会・商工会議所、その他公的支援機関（INPIT京都、京都産業21、新産業創出センター等）、大学・研究機関、金融機関等】

産業競争力強化支援事業（展示会等出展事業） 審査基準

番号	項目	点数						備考
		20	10	0				
1	過去の交付決定回数 (令和8年度以降に産業競争力強化支援事業 (展示会等出展)に係る交付決定を受けた回数)	20	10	0				過去に交付実績のない事業者を優先
		0回	1回	2回				
2	事業規模 ・個人事業主 ・資本金100 万円未満	5	4	3	2	1	0	資本金の少ない事業者を優先
		資本金300 万円未満	資本金500 万円未満	資本金1,000 万円未満	資本金3,000 万円未満	資本金3,000 万円以上		
3	事業規模	5	4	3	2	1	0	事業規模が小さい事業者を優先
		従業員数5名 以下	従業員数20名 以下	従業員数50名 以下	従業員数100 名以下	従業員数300 名以下	従業員数301 名以上	
4	展示会の種類	5	3	1				今後の成長が見込める事業者を優先
		海外	近畿圏外	近畿圏内				
5	展示会の規模	5	4	3	2	1		規模が大きい展示会に出展する事業者を優先
		50,000人以 上	49,999人～ 30,000人	29,999人～ 10,000人	9,999人～ 5,000人	4,999人～1 人		
6	取組の実績数 (過去に同じ展示会に出展した回数)	5	4	3	2	1	0	未出展の展示会に出展する事業者を優先
		0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	
7	展示会等に伴う新規商品・サービスの有無	5	0					新規商品・サービスを支援するため、新規性の高い商品・サービスを提供する事業者を優先
		有	無					
合計		50点満点						

産業競争力強化支援事業（販路拡大事業） 審査基準

番号	項目	点数						備考
		20	10	0				
1	過去の交付決定回数 (令和8年度以降に産業競争力強化支 援事業（販路拡大）に係る交付決定を 受けた回数)	20	10	0				過去に交付実績のない事業者を優先
		0回	1回	2回				
2	事業規模 ・個人事業主 ・資本金100 万円未満	5	4	3	2	1	0	資本金の少ない事業者を優先
		資本金300 万円未満	資本金500 万円未満	資本金 1,000万円 未満	資本金3,000 万円未満	資本金3,000 万円以上		
3	事業規模	5	4	3	2	1	0	事業規模が小さい事業者を優先
		従業員数5名 以下	従業員数20名 以下	従業員数50名 以下	従業員数100 名以下	従業員数300 名以下	従業員数301 名以上	
4	販路拡大に伴う新規商品・サービスの 有無	10	0					新規商品・サービスを支援するため、新規性の高い商品・サービスを提供する事業者を優先
		有	無					
5	売上高状況 (直近3ヶ月に係る前年比較)	5	4	3	2	1	0	売上高が小さい事業所を優先
		前年比 50%未満	前年比 75%未満	前年比 100%未満	前年比 125%未満	前年比 150%未満	前年比 150%以上	
6	事業効果	5	4	3	2	1	0	今後の成長が見込める事業者を優先
		5項目以上	4項目	3項目	2項目	1項目	0項目	
合計		50点満点						

産業競争力強化支援事業（商品開発事業） 審査基準

番号	項目	点数						備考
		20	10	0				
1	過去の交付決定回数 (令和8年度以降に産業競争力強化支援事業 (商品開発)に係る交付決定を受けた回数)	20	10	0				過去に交付実績のない事業者を優先
		0回	1回	2回				
2	事業規模	5	4	3	2	1	0	資本金の少ない事業者を優先
		・個人事業主 ・資本金100 万円未満	資本金300 万円未満	資本金500 万円未満	資本金 1,000万円 未満	資本金3,000 万円未満	資本金3,000 万円以上	
3	事業規模	5	4	3	2	1	0	事業規模が小さい事業者を優先
		従業員数5名 以下	従業員数20名 以下	従業員数50名 以下	従業員数100 名以下	従業員数300 名以下	従業員数301 名以上	
4	地域性	5	0					地域性が高い事業者を優先
		原材料に地 場産品を使 用	原材料に地 場産品を使 用					
5	商品開発状況	10	5	0				地域性が高い事業者を優先
		開発、製造 ともに木津 川市内で実 施(予定)	開発、製造 どちらかは 木津川市内 で実施(予 定)	開発、製造 ともに木津 川市外で実 施(予定)				
6	事業効果見込み	5	4	3	2	1	0	今後の成長が見込める事業者を優先
		5項目以上	4項目	3項目	2項目	1項目	0項目	
合計		50点満点						

産業競争力強化支援事業（スタートアップ事業） 審査基準

番号	項目	点数						備考
		20	10	0				
1	過去の交付決定回数 (令和8年度以降に産業競争力強化支援事業 (スタートアップ)に係る交付決定を受けた 回数)	20	10	0				過去に交付実績のない事業者を優先
		0回	1回	2回				
2	事業期間(創業開始日)	10	8	6	4	2	0	スタートアップを支援するため、創業時期が 新しい事業者を優先
		1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	5年以上	
3	事業規模	5	4	3	2	1	0	資本金の少ない事業者を優先
		・個人事業主 ・資本金100 万円未満	資本金200 万円未満	資本金300 万円未満	資本金400 万円未満	資本金500万 円未満	資本金500万 円以上	
3	事業規模	5	4	3	2	1	0	事業規模が小さい事業者を優先
		従業員数5名 以下	従業員数20名 以下	従業員数50名 以下	従業員数100 名以下	従業員数300 名以下	従業員数301 名以上	
4	特定創業支援等事業による支援状況	5	3	0				特定創業支援等事業を受講している事業を優先
		特定創業支 援等事業に よる支援を 受けた証明 を取得済	特定創業支 援等事業に よる支援に ついて受講 中、もしくは 受講申請 中	特定創業支 援等事業に よる支援に ついて未受 講、もしくは 受講予定 なし				
5	事業効果見込み	5	4	3	2	1	0	今後の成長が見込める事業者を優先
		5項目以上	4項目	3項目	2項目	1項目	0項目	
合計		50点満点						

産業競争力強化支援事業（人材育成事業） 審査基準

番号	項目	点数						備考
		20	10	0				
1	過去の交付決定回数 (令和8年度以降に産業競争力強化支援事業 (人材育成)に係る交付決定を受けた回数)	20	10	0				過去に交付実績のない事業者を優先
		0回	1回	2回				
2	対象となる資格、受講等	10	5	0				合否等の実績証明ができる事業内容を優先
		試験合格が 必要なもの	講習や研修 修了が必要 なもの(修 了証有)	講習や研修 修了が必要 なもの(修 了証無)				
3	事業規模	5	4	3	2	1	0	資本金の少ない事業者を優先
		・個人事業主 ・資本金100 万円未満	資本金300 万円未満	資本金500 万円未満	資本金 1,000万円 未満	資本金3,000 万円未満	資本金3,000 万円以上	
3	事業規模	5	4	3	2	1	0	事業規模が小さい事業者を優先
		従業員数5名 以下	従業員数20名 以下	従業員数50名 以下	従業員数100 名以下	従業員数300 名以下	従業員数301 名以上	
4	補助事業に係る木津川市民割合	5	4	3	2	1	0	木津川市内雇用者が多い事業所を優先
		100%	100%未満 75%以上	75%未満 50%以上	50%未満 25%以上	25%未満 1%以上	1%未満	
5	講習・研修の実施回数	5	4	3	2	1	0	講習・研修の実施が少ない事業者を優先
		0回	5回以下	10回以下	20回以下	50回以下	51回以上	
合計		50点満点						

産業競争力強化支援事業（雇用関連事業） 審査基準

番号	項目	点数						備考
		20	10	0				
1	過去の交付決定回数 (令和8年度以降に産業競争力強化支援事業 (雇用関連)に係る交付決定を受けた回数)	20	10	0				過去に交付実績のない事業者を優先
		0回	1回	2回				
2	事業規模	5	4	3	2	1	0	資本金の少ない事業者を優先
		・個人事業主 ・資本金100 万円未満	資本金300 万円未満	資本金500 万円未満	資本金 1,000万円 未満	資本金3,000 万円未満	資本金3,000 万円以上	
3	事業規模	5	4	3	2	1	0	事業規模が小さい事業者を優先
		従業員数5名 以下	従業員数20名 以下	従業員数50名 以下	従業員数100 名以下	従業員数300 名以下	従業員数301 名以上	
4	対象となる募集者	5	0					正規雇用者が対象の事業者を優先
		正規雇用者	非正規 雇用者					
5	市内への周知の有無（ハローワーク木津への 登録、市内雇用イベントへの出展等）	3	0					市内雇用の促進を図っている事業者を優先
		有	無					
6	直近1年における採用者数	5	4	3	2	1	0	採用者実績が少ない事業者を優先
		0	1	3	5	10	11人以上	
7	雇用者全体の木津川市民割合	5	4	3	2	1	0	市内雇用が多い事業所を優先
		100%以下 80%以上	80%未満 50%以上	50%未満 25%以上	25%未満 10%以上	10%未満 1%以上	0%	
8	国、府から認証（くるみん認定、えるぼし認 定、京の子育て応援企業、「京都モデル」 ワーク・ライフ・バランス推進企業等）	2	1	0				職場環境の向上等を目的に国、府から認証を 受けている事業所を優先
		2個以上	1個以上	0個				
合計		50点満点						

産業競争力強化支援事業（雇用関連事業） 審査基準

番号	項目	点数						備考
		20	10	0				
1	過去の交付決定回数 (令和8年度以降に産業競争力強化支援事業 (BCP・セキュリティ対策)に係る交付決定 を受けた回数)	20	10	0				過去に交付実績のない事業者を優先
		0回	1回	2回				
2	事業規模	5	4	3	2	1	0	資本金の少ない事業者を優先
		・個人事業主 ・資本金100 万円未満	資本金300 万円未満	資本金500 万円未満	資本金 1,000万円 未満	資本金3,000 万円未満	資本金3,000 万円以上	
3	事業規模	5	4	3	2	1	0	事業規模が小さい事業者を優先
		従業員数5名 以下	従業員数20名 以下	従業員数50名 以下	従業員数100 名以下	従業員数300 名以下	従業員数301 名以上	
4	内容	5	3	1				実施内容の効果が高い事業所を優先
		BCP策定 (コンサル ティン グ)・セ キュリテ ィ対策	BCPのシス テム導入	備品・その 他				
5	災害訓練・セキュリティ対策訓練の有無	5	0					災害、セキュリティに伴う訓練を実施してい る事業所を優先
		有	無					
6	BCP等防災関連もしくはセキュリティ対策に 伴う担当者の有無	5	0					組織整理を行っている事業所を優先
		有	無					
7	事業効果見込み	5	4	3	2	1	0	今後の成長が見込める事業者を優先
		5項目以上	4項目	3項目	2項目	1項目	0項目	
合計		50点満点						